平成２２年（フ）第１６２３８号
埼玉県三郷市戸ケ崎3139―５
破産者　岡庭　敏行
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２６６号
東京都港区港南３丁目３番17―508号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝３丁目20番４号
破産者　株式会社アーガイルホームテック
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２７７号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目14番３号ワイズテラス原宿901、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区西池袋４丁目４番18号
破産者　有限会社ユーキッス
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２８７号
青森県青森市大字筒井字八ツ橋98番地51
破産者　有限会社ビルド設計工房
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２８８号
埼玉県熊谷市新島388―３
破産者　野澤嘉代子
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２８９号
埼玉県熊谷市新島388―３
破産者　野澤　勝司
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３０６号
千葉県流山市東初石３丁目113番地の１レクセルプライム初石レジデンス608
破産者　株式会社住吉建設工業
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３０７号
千葉県流山市大字東深井865―210―Ａ
破産者　住吉　　衛
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３２１号
神奈川県横浜市都筑区南山田１丁目３番11―1001号
破産者　アイネットワークスジャパン株式会社
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３２２号
滋賀県大津市坂本７丁目１番55―107号
破産者　株式会社山王コミュニケーションズ
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４７８号
東京都墨田区八広２丁目27番16号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿３丁目12番２号　安室ビル４Ｆ
破産者　株式会社ＢＲＩＤＥＳ
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４９９号
東京都大田区上池台１丁目52番14―202号
破産者　有限会社イノベーション
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５０２号
東京都台東区寿４丁目３番１号
破産者　有限会社ベガ
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５１４号
東京都港区赤坂４丁目11番11号
破産者　株式会社ベストブレーン
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２０号
東京都稲城市押立996―３―203
破産者　中村　節男
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２１号
東京都多摩市諏訪１丁目16―11
破産者　瀬戸　　明
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２６号
東京都杉並区下高井戸５丁目５番21号
破産者　有限会社アイクリーン
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２７号
東京都杉並区下高井戸５丁目５―21
破産者　石井　透雄
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５２８号
東京都杉並区下高井戸５丁目５―21
破産者　石井　明美
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５４８号
東京都千代田区三番町７番地13
破産者　株式会社東京デザイン出版
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５４９号
埼玉県飯能市大字前ヶ貫265番地84
破産者　池林　正子
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０４号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目４―３―510
破産者　渡邉　成美
１　決定年月日　平成23年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部